

## 工事請負契約約款第24条第5項の規定（単品スライド条項）の運用基準

豊島区が発注・契約する工事において、工事請負契約約款第24条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）により、受注者が契約金額の変更を請求する場合の取扱いについて、以下のとおり運用するものとする。

### 1 主要な工事材料

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が契約金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}\langle\text{鋼}\rangle = M\text{【変更】}\langle\text{鋼}\rangle - M\text{【当初】}\langle\text{鋼}\rangle$$

$$\text{変動額}\langle\text{油}\rangle = M\text{【変更】}\langle\text{油}\rangle - M\text{【当初】}\langle\text{油}\rangle$$

$$M\text{【当初】}\langle\text{鋼}\rangle, M\text{【当初】}\langle\text{油}\rangle$$

$$= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100)$$

$$M\text{【変更】}\langle\text{鋼}\rangle, M\text{【変更】}\langle\text{油}\rangle$$

$$= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100)$$

M【変更】⟨鋼⟩, M【変更】⟨油⟩：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M【当初】⟨鋼⟩, M【当初】⟨油⟩：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p：設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p'：3の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D：4の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k：落札率

(2) (1) に規定する「契約金額」は、適用日以前に契約代金の部分払をした工事にあっては、契約金額から当該部分払の対象となった既済部分（当該部分払の対象となった現場等に持込みが終った製作品を含む。）（以下「既済部分等」という。）に相応する契約金額相当額を控除した額とする。ただし、契約代金の部分払のための検査に合格した旨の通知の書面において、6の規定により、発注者又は受注者は当該部分払の対象となった既済部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、契約金額から部分払の対象となった既済部分の代価等を控除しない額とする。

### 2 スライド額の算定

(1) 契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M【変更】\langle\text{鋼}\rangle - M【当初】\langle\text{鋼}\rangle)$$

$$+ (M【変更】\langle\text{油}\rangle - M【当初】\langle\text{油}\rangle) - P \times 10 / 1000$$

$$M【当初】\langle\text{鋼}\rangle, M【当初】\langle\text{油}\rangle$$

$$= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100)$$

$$M【変更】\langle\text{鋼}\rangle, M【変更】\langle\text{油}\rangle$$

$$= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100)$$

S : スライド額

M【変更】\langle\text{鋼}\rangle, M【変更】\langle\text{油}\rangle : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M【当初】\langle\text{鋼}\rangle, M【当初】\langle\text{油}\rangle : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1に規定する契約金額

(2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の品目ごとに合計した金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)のM【変更】\langle\text{鋼}\rangle又はM【変更】\langle\text{油}\rangleを下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)のM【変更】\langle\text{鋼}\rangleに代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、(1)のM【変更】\langle\text{油}\rangleに代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) 実際の購入金額が(1)のM【変更】\langle\text{鋼}\rangle又はM【変更】\langle\text{油}\rangleを上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、5(1)に規定する書類に加え、必要に応じ、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、(1)のM【変更】\langle\text{鋼}\rangleに代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、(1)のM【変更】\langle\text{油}\rangleに代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(4) (2)及び(3)の「実際の購入金額」は次に定めるとおりとする。

① 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料についての実際の購入金額

② 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額

- ③ 燃料油に該当する各対象材料について、5（4）の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3（1）②イの平均価格を乗じて得た金額。

(5) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、その変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

### 3 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ $p$ ）は次に定めるとおりとする。

#### ① 鋼材類

各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）を原則とする。ただし、減額変更する場合には、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

#### ② 燃料油

ア 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）を原則とする。

イ 各対象材料のうち、5（4）規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて証明される数量以外の数量についても4の対象数量とすることとした場合、又は減額変更する場合で発注者が有する情報では購入月ごとの購入数量が判断出来ない場合にあっては、アの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1) ①及び②アに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、5（1）の規定により、受注者が提出した資料により確認された月及び数量とする。ただし、これにより搬入等の月及び数量が確認できない対象材料があるときは、別途の方法で確認した搬入等の月及び数量とする。

### 4 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象となる数量（ $D$ ）（以下「対象数量」という。）は、対象材料ごとに次に掲げる数量とする。

- ① 設計図書（営繕工事にあつては数量内訳書。以下同じ。）に記載された数量があるときは当該数量
- ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量
- ③ 重機の運転等に要する燃料油にあつては、発注者の認定する数量
- ④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、契約金額が不適當となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつ

ては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもので、発注者の認定するもの。

(2)適用日以前に契約代金の部分払をした工事にあつては、6の規定により単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、当該部分払の対象となった既済部分等に係る数量を控除する。

## 5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認

(1)受注者が単品スライド条項の適用を請求したときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の購入の月を証明する書類の提出を求めるものとする。ただし、発注者が認めた場合はこの限りではない。

(2)受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は単品スライド条項の対象とはしないものとする。

(3)(1)の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあつては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格）を用いたスライド額を算定することができる。

(4)(1)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料を実際に購入した際の数量、単価、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても4の対象数量とすることができる。

## 6 部分払時の取扱

契約代金の部分払のための既済部分等の検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の契約金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった既済部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

## 7 部分引渡し

適用日以前に工事請負契約約款第40条の規定に基づく部分引渡しをした工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

## 8 契約金額の変更請求手続き

- (1) 単品スライド条項に基づく契約金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しにあっては、当該部分に係る工期）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) この請求に基づく契約金額の契約変更は、工期（部分引渡しにあっては、当該部分に係る工期）の末に行うものとする。
- (3) 受注者が単品スライド条項に基づく契約金額の変更を請求する場合、変更請求書（様式1）に証明書類を添付して契約課に提出する。

## 9 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約約款第24条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して契約金額を変更した契約については、1（1）中「契約金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の契約金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（工事請負契約約款第24条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2（1）中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約約款第24条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「契約金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の契約金額から工事請負契約約款第24条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

## 10 鋼材類又は燃料油以外の材料

鋼材類又は燃料油以外であって、「主要な工事材料」として当該工事に主に使用される材料については、その品目の特性にあわせ、品目ごとに鋼材類又は燃料油に準じ、1から9の規定を適用する。

なお、対象材料については、設計図書（営繕工事にあつては、数量内訳書。）に記載のある材料を原則とする。

## 11 手続きの流れ

手続きの流れについては、別紙「単品スライドの手続きフロー」による。

## 附 則

- 1 この基準は、令和5年2月1日より施行する。
- 2 豊島区工事請負契約約款第24条第5項の運用についての取扱は廃止する。

(様式1)

年 月 日

(宛先)

豊島区長

(受注者)

住 所

氏 名

(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

工事請負契約約款第24条第5項の規定による契約金額の変更について（請求）

年 月 日付で契約締結した下記の工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたため、工事請負契約約款第24条第5項の規定による契約金額の変更を請求します。

記

- 1 工 事 件 名  
（ 契 約 番 号 ）                      (      ー                      )
- 2 契 約 金 額                      ¥    (税込み)
- 3 契 約 日                                      年      月      日
- 4 工 期                                      契約締結日の翌日から                      年      月      日まで
- 5 請求する主要材料
- 6 変 更 請 求 額                      ¥    (税込み)

(添付書類)

- ①契約金額変更請求額計算書
- ②対象材料を実際に購入した際の価格等を証明する書類

(様式2)

(文書番号)

年 月 日

(受注者宛)

様

豊島区長

工事請負契約約款第25条第7項の規定によるスライド額について（協議）

年 月 日付で請求のあった「工事請負契約約款第24条第5項の規定による契約金額の変更（請求）」について、工事請負契約約款第24条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

なお、異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

記

1 工 事 件 名  
( 契 約 番 号 )

(      -      )

2 スライド額

¥ \_\_\_\_\_ . -

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_ . -)

3 回 答 期 日

年 月 日

(様式3)

年 月 日

(宛先)

豊島区長

(受注者)

住 所

氏 名

(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

承 諾 書

年 月 日付により協議があったスライド額については、下記のとおり承諾  
します。

記

1 工 事 件 名

(契 約 番 号)

( - )

2 スライド額

¥ \_\_\_\_\_ . -

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_ . -)



(様式4)

(文書番号)

年 月 日

(受注者宛)

様

豊島区長

工事請負契約約款第25条第7項及の規定によるスライド額について（通知）

年 月 日付によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、  
年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

については、工事請負契約約款第25条第7項の規定により、スライド額を下記のとおり定めたので通知します。

記

1 工 事 件 名

( 契 約 番 号 ) (      -      )

2 スライド額

¥ \_\_\_\_\_ . -

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_ . -)

(文書番号)

年 月 日

(受注者宛)

様

豊島区長

工事請負契約約款第24条第5項の規定による契約金額の変更について

年 月 日付で請求のあった工事請負契約約款第24条第5項の規定による契約金額の変更請求については、提出された資料等を基に主要な工事材料の変動額を算定した結果、対象工事費の1%以上の変動がありませんでしたので、契約金額の変更は行わないものとします。

なお、算定結果等の詳細については、下記のとおりとなりますのでご確認ください。

記

- 1 工 事 件 名  
( 契 約 番 号 ) ( ー )
- 2 契 約 金 額 ¥ (税込み)
- 3 工 期 契約締結日の翌日から 年 月 日まで
- 4 契約金額の変更を行わない理由

# 単品スライドの手続きフロー

別紙

